

十日町市工事成績評定評価委員会設置基準

平成19年3月16日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、十日町市工事成績評定通知要領(平成19年十日町市訓令第5号)第5条第2項に規定する工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 十日町市が発注した工事のうち検査依頼に基づき検査職員が検査した工事で十日町市工事成績評定通知要領に基づき通知された評定点について、請負業者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(組織)

第3条 委員会は、財政課長、工事検査員(兼任工事検査員を含む。)、当該工事主管課長をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財政課長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて当該工事担当係長及び監督員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。